

令和6年度第1回東京都サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

専門コース別研修

基礎研修受講者のうち、児童発達支援管理責任者として従事する予定の方を対象に、下記のとおり研修を実施します。

受講は任意ですが、障害児支援におけるアセスメントのポイントや児童の発達特性に応じた個別支援計画作成についてなど、児童発達支援管理責任者として役立つ講義内容になっていますので、ぜひ御受講ください。

**定員250名
(先着順)**

**申込締切
7月19日(金)
午後5時必着**

1. 対象者

令和6年度東京都サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者**基礎研修受講決定者**又は令和5年度までのサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者**基礎研修修了者**又は、平成30年度までの相談支援従事者初任者研修(2日課程)及びサービス管理責任者研修(〇〇分野)又は児童発達支援管理責任者研修の修了者のうち、東京都内の障害福祉サービス事業所等において、**児童発達支援管理責任者**として従事予定の方又は現に従事している方

2. 申込方法

公益財団法人総合健康推進財団関東支部ホームページからお申込みください。

(URL: <https://soukensui.jp/pages/79/>)

3. 研修概要

方法・期間	所要時間	科目(※)	内容(※)
○実施方法 オンデマンド配信	10分	事務連絡	児童発達支援管理責任者として押さえておくべき制度上のことや児童期における相談支援との連携について、また個別支援計画の作成とプロセスについて、児童の事例を用いて、児童期特有のポイントを解説します。
	10分	オリエンテーション	
○動画配信期間 10月21日(月) ～ 10月23日(水)	60分	児童発達支援管理責任者としての基本姿勢	
	20分	障害児入所施設の現状	
	40分	児童期における相談支援	
	20分	事例説明	
	140分	児童期特有の個別支援計画作成プロセス等	
	50分	実践報告	(※)プログラムは変更となる場合があります。

Q&A 1 児童発達支援管理責任者になるためには、必ず本研修の受講が必要ですか？

→任意研修なので、受講が必須ではありませんが、基礎研修を補足する内容になっていますので、児童発達支援管理責任者として従事する予定がある方には受講を推奨します。

2 基礎研修にはサービス管理責任者に従事予定として申込みましたが、受講できますか？

→人事異動等で児童発達支援管理責任者として従事する予定がある方は、申込可能です。